



千  
地  
申  
第  
4  
号

## 「業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務の委託範囲について」に関する申し入れを行う！

JR東労組は2021年6月、「業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務の委託範囲について」の説明を会社より受けました。これまで、駅務責任者が泊体制を取っている業務委託駅においては、業務委託駅社員が人身事故等の現地責任者業務を行っていますが、さらなる輸送品質の向上を図るため、管理しているエリア内の業務委託駅に駆け付けて、現地責任者業務を行える運用とすることが示されています。

しかし、今回示された今後の委託範囲において、「管理しているエリア内の業務委託駅」とありますが、受託会社が管理するエリアが明確になっていません。また、駅務責任者が駆け付けることにより、駆け付ける側の駅の業務執行体制が不十分になることも想定されるため、安全・安定輸送を確保するための体制確立の考えを明確にする必要があります。さらには、重責のある現地責任者業務を慣れない駅において行うことは、本人の負担が大きくなることは言うまでもなく、安全レベルを維持・向上できるのか疑問の声もあります。JR東日本本体としてもより丁寧な教育・訓練を行うことが必要と考えます。

本施策は本部・本社間で交渉を行いました。地方の特情もあるため、極めて地方での労使議論が必要であると考えます。地本は、組合員の安全確保を前提に、安心して働ける環境を整えるために、下記のとおり申し入れを行いました。

### 《要求項目》

1. 業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務の運用を変更する目的を明らかにすると共に、今後の駅業務委託会社の運行業務についての展望を明らかにすること。
2. 千葉支社内における駅務責任者が泊体制を取っている業務委託駅及びその管理エリア内の業務委託駅を明らかにすると共に、駅務責任者がその管理エリア内の業務委託駅に駆け付けた際の、業務執行体制及び管理駅や輸送指令との連絡体制を明らかにすること。
3. 駅業務委託会社の安全教育を充実させると共に、安全教育等の内容をJR東日本本体が把握できる仕組みを構築すること。また、駅業務委託会社のプロパー社員が現地責任者を行う際は、線区の特情を熟知したJR東日本本体社員から直接、指導・教育・訓練などを行い、施策実施後も安全確保に向けてフォロー体制を確立すること。
4. 施策実施後に労使が検証を行い、問題等が生じた際は協議すること。

**安全で不安なく業務が出来る職場環境とするために、  
組合員の声をもとに、今後団体交渉を行います！**